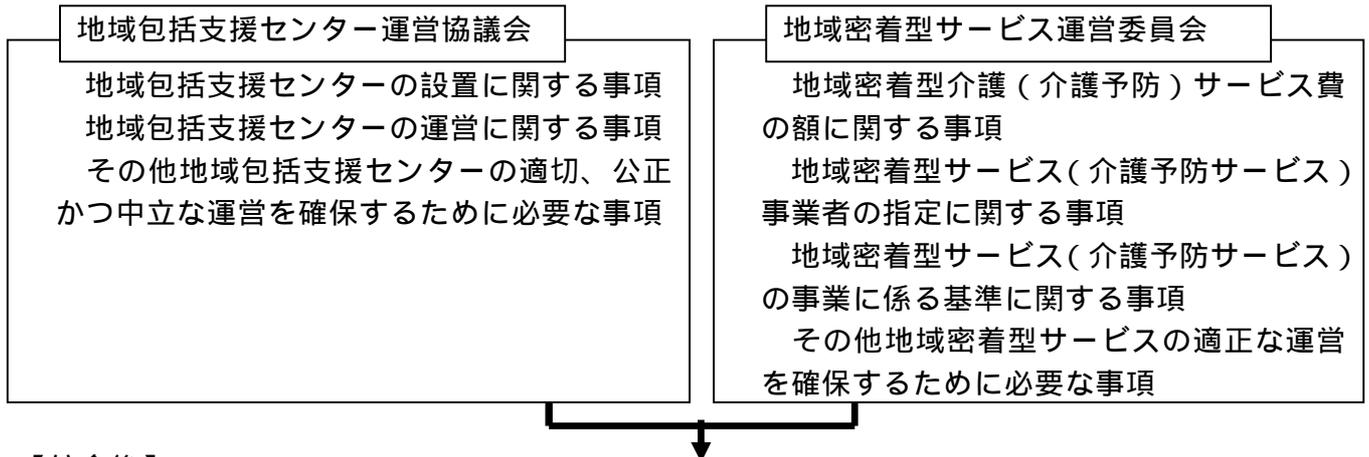


練馬区地域包括支援センター運営協議会および練馬区地域密着型サービス運営委員会の統合について

今期（令和6年7月～令和9年6月）から、第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において目標として掲げている地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、これまで別々の附属機関として位置付けていた練馬区地域包括支援センター運営協議会と練馬区地域密着型サービス運営委員会を統合し、新たに練馬区地域包括ケア推進協議会としてスタートする。

1 附属機関の統合および所掌事項の変更

【統合前】



【統合後】

地域包括ケア推進協議会

- 1 地域包括支援センターに関するつぎに掲げる事項
 - 地域包括支援センターの設置に関する事項
 - 地域包括支援センターの運営に関する事項
 - その他地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営を確保するために必要な事項
- 2 地域密着型サービスに関するつぎに掲げる事項
 - 地域密着型介護（介護予防）サービス費の額に関する事項
 - 地域密着型サービス（介護予防サービス）事業者の指定（練馬区の区域外にある事業所に係るものを除く）に関する事項
 - 地域密着型サービス（介護予防サービス）の事業に係る基準に関する事項
 - その他地域密着型サービスの適正な運営を確保するために必要な事項
- 3 生活支援体制整備事業に関するつぎに掲げる事項
 - 生活支援コーディネーターの活動に関する事項
 - その他生活支援体制整備事業を推進するために必要な事項

が新たな所掌事項

2 定数の変更

構成員	現 行	変更後
被保険者	4人以内	4人以内
居宅サービス等の利用者等	2人以内	2人以内
医療従事者	2人以内	2人以内
保健もしくは福祉関係団体の職員または従事者	6人以内	7人以内
指定居宅サービス事業者等の職員	4人以内	4人以内
学識経験者	2人以内	2人以内
合計	20人以内	21人以内

「保健もしくは福祉関係団体の職員または従事者」として、地域包括支援センターの職員を加える。